一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第八十六号線
三　事業施行期間　自平成二十八年三月十五日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都北区赤羽南一丁目及び志茂一丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十五日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路環状第五の一号線
三　事業施行期間　自平成二十八年三月十五日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都渋谷区神宮前一丁目、神宮前三丁目及び神宮前二丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	入間市高倉四丁目一八三番一から同市高倉四丁目一八五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十五日

○北陸地方整備局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百五十九号及び二百四十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
かほく市木津八二三番四二地内	前	九・八五～一八・〇〇（メートル）
	後	一八・〇〇～一八・〇〇（メートル）

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百五十九号及び二百四十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
かほく市木津八二三番四二地内	前	〇・〇〇九（キロメートル）
	後	〇・〇〇九（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十九号及び二百四十九号	かほく市高松丁一六五番三から同市木津八二三番四二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十五日

○北陸地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
村上市猿沢字下ヤチ六八六番一から同市伊呉野字イクレノ一一〇五番三八まで	前	八・五一～一四六・六〇（メートル）	
	後	八・五一～一四六・六〇（メートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	A	三七・八九五	
	B	一五・一〇～三五七・九四	
		一五・二一八	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月十五日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
南魚沼市竹俣前田一八一番一八から同市四十日字南原二八七九番一まで	前	A 一三・六〇～五五・四〇（メートル）	
		B・C 一八・〇〇～一八・二〇	
	後	A 一三・六〇～一八・〇〇（メートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 五五・四〇～一八・二〇	
		四・八七一～三・九四〇（キロメートル）	
		四・八七一～三・九四〇	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所